介護サービス事業者
基準確認シート
（令和６年度版）

令和７年４月

特定福祉用具販売

特定介護予防福祉用具販売

指定番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業所名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記入年月日　　年　　月　　日

さいたま市

基準確認シートについて

1　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

2　実施方法

①　毎年定期的に基準確認を行って下さい。

②　複数の職員で検討の上、点検してください。

③　点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

3　留意事項

①　事業所への運営指導が行われるときは、併せて１ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。

②　この基準確認シートは特定福祉用具販売の基準を基に作成していますが、特定福祉用具販売事業者が特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ特定福祉用具販売の事業と特定介護予防福祉用具販売の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合には、特定介護予防福祉用具販売についても特定福祉用具販売の基準に準じて（特定福祉用具販売を特定介護予防福祉用具販売に読み替えて）一緒に点検してください。なお、網掛け部分については、特定介護予防福祉用具販売事業独自の運営基準です。

③　基本となる省令（条例）、告示及び通知での令和６年４月の改正・適用部分には下線を附しています。項目自体が新設の場合は、項目に【新】を附しています。

④　この「基準確認シート」は、令和７年４月１８日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

○	条　　例	…さいたま市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第68号）
○	予防条例	…さいたま市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年１２月２７日さいたま市条例第６９号）
○	法	…介護保険法（平成９年12月17日法律第123号）
○	施行令	…介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）
○	施行規則	…介護保険法施行規則（平成11年３月31日厚生省令第36号）
○	「平11厚令37」	…指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３７号）
○	「平18厚労令35」	…指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号）
○	「平11老企25」	…指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
○	「平11厚告94」	…厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成１１年３月３１日厚生省告示第９４号）
○	「平12老企34」	…介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱について（平成１２年１月３１日）
○	「平21老振発第0410001」	…「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について（平成２１年４月１０日老振発第0410001号老健局振興課長通知）
○	「令4老高発0331-3」	…介護保険の給付対象となる排泄予測支援機器の留意事項について（令和４年３月３１日老高発0331第3号）
○	「高齢者虐待防止法」	…高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）

基準確認シート　目　次

項目	内　　容	ページ
第 1	**一般原則**	
1-1	一般原則	1
第 2	**基本方針**	
2-1	特定福祉用具販売の基本方針	2
2-2	特定介護予防福祉用具販売の基本方針	2
第 3	**人員に関する基準**	
3-1	用語の定義等	4
3-2	福祉用具専門相談員の員数	5
3-3	特定介護予防福祉用具販売事業の福祉用具専門相談員の員数	5
3-4	管理者	5
第 4	**設備に関する基準**	
4-1	設備及び備品等	5
4-2	特定介護予防福祉用具販売事業の設備基準	6
第 5	**運営に関する基準**	
5-1	内容及び手続きの説明及び同意	6
5-2	提供拒否の禁止	7
5-3	サービス提供困難時の対応	7
5-4	受給資格等の確認	7
5-5	要介護認定の申請に係る援助	7
5-6	心身の状況等の把握	7
5-7	居宅介護支援事業者等との連携	7
5-8	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	8
5-9	居宅サービス計画等の変更の援助	8
5-10	身分を証する書類の携行	8
5-11	サービスの提供の記録	8
5-12	販売費用の額等の受領	8
5-13	保険給付の申請に必要となる書類等の交付	9
5-14	特定福祉用具販売の基本取扱方針	9
5-15	特定福祉用具販売の具体的取扱方針	9
5-16	特定福祉用具販売計画の作成	10
5-17	利用者に関する市町村への通知	11
5-18	管理者の責務	11
5-19	運営規程	12
5-20	勤務体制の確保等	12
5-21	業務継続計画の策定等	13
5-22	適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	14
5-23	特定福祉用具の取扱種目	15
5-24	衛生管理等	15
5-25	掲示及び目録の備え付け	16
5-26	秘密保持等	16
5-27	広告	17
5-28	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	17
5-29	苦情処理	17
5-30	地域との連携等	17
5-31	事故発生時の対応	17
5-32	虐待の防止	18
5-33	会計の区分	20

項目	内　　容	ページ
5-34	記録の整備	20
5-35	電磁的記録等	21
第 6	**介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準**	
6-1	特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	22
6-2	特定介護予防福祉販売の具体的取扱方針	22
6-3	特定介護予防福祉用具販売計画の作成	23
第 7	**変更の届出**	
7-1	変更の届出	24

事業所概要（特定福祉用具販売）

実利用者数 （利用者の区分・歴月ごとの実利用者の数）

利用者の区分	基準月の前々月 令和　年　月	基準月の前月 令和　年　月	基準月：運営指導の実施月の前々月 令和　年　月
要介護者			
要支援者			
要介護者・要支援者のうち、貸与と販売の選択制になっている福祉用具（※）を販売した利用者 ※選択制の福祉用具 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、 歩行補助つえ（松葉づえを除く単点杖、多点杖）			

注　同月内に複数の特定福祉用具を販売した利用者については、重複して計上するのではなく、「１人」として計算してください。

基準確認シート

項目	自主点検のポイント	点検結果	根拠法令
第１　一般原則			
1-1 一般原則	①　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第３条第１項 平 11 厚令 37 第３条第１項
	②　地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第３条第２項 平 11 厚令 37 第３条第２項
	③　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例 第3条第3項 平11厚令37 第3条第3項
	④　法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	□はい □いいえ	条例 第3条第4項 平11厚令37 第3条第4項
	※　居宅サービスの提供に当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 　この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ：Long-term care Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。		平 11 老企 25 第3の1の3(1)
第２　基本方針			
2-1 特定福祉用具販売の基本方針	特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっていますか。	□はい □いいえ	条例 第 244 条 平 11 厚令 37 第 207 条
2-2 特定介護予防福祉用具半場の基本方針	特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。	□はい □いいえ	予防条例 第 233 条 平 18 厚労令 35 第 281 条
	※　介護保険の給付対象となる福祉用具は、「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」（平成11年3月31日厚生省告示第94号）及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日老企第34号）において定められた種目となります。 ①腰掛便座（次のいずれかに該当するもの） ・和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。） ・洋式便器の上に置いて高さを補うもの ・電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有するもの ・便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。但し、設置に要する費用は、保険給付の対象とならない。 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ・自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う		法第8条第13項 平11厚告94 平12老企34 平21老振発 第0410001

	者が容易に交換できるもの。 ・専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。 ③排泄予測支援機器 ・利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの ・専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。 （留意事項） 1　給付対象について 運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている者であって、排尿の機会の予測が可能となることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。 3　医学的な所見の確認について 排泄予測支援機器の販売に当たっては、事業者は以下のいずれかの方法により、膀胱機能を確認すること。 (1) 介護認定審査における主治医の意見書 (2) サービス担当者会議等における医師の所見 (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見 (4) 個別に取得した医師の診断書 等 4 事業者が事前に確認すべき事項 排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売すること。 (1) 利用の目的を理解して、トイレでの自立した排尿を目指す意志があるか。 (2) 装着することが可能か。 (3) 利用者やその介助者等が通知を理解でき、トイレまでの移動や誘導が可能か。 なお、利用者の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前に一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は試用の中止を助言すること。また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めること。 ④入浴補助用具（座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの） ・入浴用椅子（座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するもの） ・浴槽用手すり（浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの） ・浴槽内椅子（浴槽内に置いて利用することができるもの） ・入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるもの） ・浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの） ・浴槽内すのこ（浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの） ・入浴用介助ベルト（居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの） ⑤簡易浴槽（空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの） ・「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、居室において必要があれば入浴が可能なもの ⑥移動用リフトのつり具の部分（身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの） ⑦スロープ（貸与種目の「スロープ」のうち、、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。） ⑧歩行器（貸与種目の「歩行器」のうち、脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固		令４老高発0331-3

	定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く。） ⑨歩行補助つえ（カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。） ※複合的機能を有する福祉用具について ２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱います。 1)　それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに１つの福祉用具として判断する。 2)　区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。 3)　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。		
第３　人員に関する基準			
3-1 用語の定義等	**「常勤換算方法」** 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです。 この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が特定福祉用具販売と訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が福祉用具専門相談員と訪問介護員等を兼務する場合、福祉用具専門相談員の勤務延時間数には、福祉用具専門相談員としての勤務時間だけを算入することとなるものです。 ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１３条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第２３条第１項、同条第３項又は同法第２４条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とします。		平11老企25 第2の2の(1)
	「勤務延時間数」 勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とします。なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。		平11老企25 第2の2の(2)
	「常勤」 当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週３２時間を下回る場合は週３２時間を基本とする。）に達していることをいうものです。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とします。		平11老企25 第2の2の(3)
	※　同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとします。例えば、一の事業者によって行われる特定福祉用具販売事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合、特定福祉用具販売事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば常勤要件を満たすことになります。 また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第６５条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業		

	（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第２３条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第２４条第１項（第２号に係る部分に限る。）の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。		
	「専ら従事する・専ら提供に当たる」 原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。		平11老企25 第2の2の(4)
3-2 福祉用具専門相談員の員数	事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で２人以上配置していますか。	□はい □いいえ	条例 第245条第1項 平11厚令37 第208条第1項
	※　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ・福祉用具専門相談員指定講習修了者（修了証明書の交付者） ・保健師・看護師・准看護師　　・社会福祉士 ・理学療法士　　・介護福祉士 ・作業療法士　　・義肢装具士 ※　平成26年の政令改正で、福祉用具専門相談員の要件が見直され、養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・１級課程・２級課程の修了者、介護職員初任者研修課程の修了者）が除外された（平成27年4月1日施行）。		施行令 第4条第1項 平11老企25 準用（3の十一の1(1)）
	※　福祉用具専門相談員の員数については、常勤換算方法で２人以上とされていますが、当該特定福祉用具販売事業者が、特定介護予防福祉用具販売、福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と福祉用具販売事業所が一体的に運営される場合については、常勤換算方法で２人以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができます。したがって、例えば、同一の事業所において、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りるものです。		条例 第245条第2項 平11厚令37 第208条第2項 平11老企25 準用（十一の1(1)③）
3-3 特定介護予防福祉用具販売事業の福祉用具専門相談員の員数	特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者、福祉用具貸与事業者、介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		予防条例 第234条第2項 平18厚労令35 第282条第2項
3-4 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。	□はい □いいえ	条例第246条 平11厚令37 第209条
	※　管理者は、福祉用具専門相談員である必要はありません。 ※　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができます。 ア　当該事業所の福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 イ　同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な　管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合		平11老企25 準用（第3の1の1(3)）
第４　設備に関する基準			
4-1 設備及び備品	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。	□はい □いいえ	条例 第247条

等			平11厚令37 第210条
	※　必要な広さの区画については、購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保してください。 ※　他の事業所又は施設等と同一敷地内にある場合であって、特定福祉用具販売の事業及び当該他の事業所又は施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとします。		平11老企25 第3の十二の2(1)(2)
4-2 特定介護予防福祉用具販売事業の設備基準	特定介護予防福祉用具販売事業者が特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業と特定福祉用具販売事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、特定福祉用具販売事業における設備及び備品等の基準（上記4-1）を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができます。		条例 第236条第2項 平18厚労令35 第284条第2項 平11厚令37 第196条第3項
第５　運営に関する基準			
5-1 内容及び手続の説明及び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	条例 第254条 準用（第9条） 平11厚令37 第216条 準用（第8条）
	※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。 ア　運営規程の概要 イ　福祉用具専門相談員の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　等		準用 （平11老企25 第３の一の3(2)）
	※　同意は、利用者及び特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいです。		準用 （平11老企25 第３の一の3(2)）
	※（電磁的方法による重要事項の提供） ①　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。 一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） 二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する事項を記録したものを交付する方法 ②　上記①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。 ③　上記①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子		条例 第9条 平11厚令37 第8条第2項

	情報処理組織をいいます。 ④　事業者は、上記①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。 一　上記①に規定する方法のうち事業者が使用するもの 二　ファイルへの記録の方式 ⑤　上記④の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。 　ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記④の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。		
5-2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第10条） 平11厚令37 第216条 準用（第9条）
	※　特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することはできません。		準用 （平11老企25 第３の一の3(3)）
	※　サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次の場合です。 ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		準用 （平11老企25 第３の一の3(3)）
5-3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の特定福祉用具販売事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第254条 準用（第11条） 平11厚令37 第241条 準用（第10条） 準用 （平11老企25 第３の一の3(4)）
5-4 受給資格等の確認	①　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格（被保険者番号）、要介護認定の有無及び有効期間を確かめていますか。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第12条） 平11厚令37 第216条 準用（第11条）
	②　被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会の意見に配慮してサービスを提供するように努めていますか。	□はい □いいえ □非該当	準用 （平11老企25 第３の一の3(5)
5-5 要介護認定の申請に係る援助	①　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第254条 準用（第13条） 平11厚令37 第216条 準用（第12条）
	②　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	準用 （平11老企25 第３の一の3(6)）
5-6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□はい □いいえ	条例254条 準用（第14条） 平11厚令37 第216条 準用（第13条）
5-7 居宅介護支援	①　サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□はい □いいえ	条例254条 準用（第15条）

事業者等との連携			平11厚令37 第216条 準用（第14条）
	②　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□はい □いいえ	
5-8 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	□はい □いいえ	条例254条準用（第17条） 平11厚令37 第216条 準用（第16条）
5-9 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	□はい □いいえ	条例254条 準用（第18条） 平11厚令37 第216条 準用（第17条）
	※　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合とは、利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、特定福祉用具販売事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含みます。		準用 （平11老企25第3の一の3(8)）
	※　当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。		
5-10 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類（身分を明らかにする証書や名札等）を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	□はい □いいえ	条例254条 準用（第19条） 平11厚令37 第216条 準用（第18条）
	※　当該証書等は、当該事業所の名称、当該福祉用具専門相談員の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。		準用 （平11老企25第3の一の3(9)）
5-11 サービスの提供の記録	サービスを提供した際には、特定福祉用具販売の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供していますか。	□はい □いいえ	条例254条 準用（第20条） 平11厚令37 第216条 準用（第19条） 準用第3の十二の3(1)
	※　提供した具体的なサービスの内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。		条例 第253条
5-12 販売費用の額等の受領	①　サービスの提供をした際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けていますか。 ※　「販売費用の額」とは、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の事業の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとします。 　た、特定福祉用具販売事業者は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額として適切な販売費用の額を設定し、特定福祉用具販売の提供内容によって利用者から選択されることが本旨です。そのため、特定福祉用具販売事業者が受領した自己の特定福祉用具の購入に要した費用を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の趣旨からは除かれるものです。また、自己以外の者が自己の特定福祉用具の購入に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様です。	□はい □いいえ	条例第249条第1項 平11厚令37 第212条第1項 平11老企25 第3の十二の の3(2)①
	②　上記①の支払を受ける額のほか、次の費用の額の支払を受けることができますが、費用の額の受領を行う場合は適切に行っていますか。	□はい □いいえ	条例第249条第2項 平11厚令37

	イ　通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 ロ　特定福祉用具の搬入に通常必要となる人数以上の従業者が必要となる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ※　介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の徴収は認められません。	□非該当	第212条第2項 平11老企25第3の十二の3(2)②
	③　上記②の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第249条第3項 平11厚令37第212条第3項
	④　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 ※　領収証には、販売費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載します。	□はい □いいえ	法第41条第8項 施行規則第65条
5-13 保険給付の申請に必要となる書類等の交付	特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 イ　当該特定福祉用具販売事業所の名称 ロ　販売した特定福祉用具の種目の名称、品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書 ハ　領収書 二　当該特定福祉用具販売のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要 ※　福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われます。	□はい □いいえ	条例第250条 平11厚令37第213条
5-14 特定福祉用具販売の基本取扱方針	①　特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	□はい □いいえ	条例準用（第234条） 平11厚令37準用（第198条）
	②　事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売していますか。	□はい □いいえ	
	③　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□はい □いいえ	
5-15 特定福祉用具販売の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	□はい □いいえ	条例第251条 平11厚令37第214条
	②　福祉用具貸与･販売の選択制の対象となる福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 ※　福祉用具貸与・販売の選択制の対象となる福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリットおよびデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供してください。 （貸与・販売の選択制の対象福祉用具） 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、 歩行補助つえ（松葉づえを除く単点杖、多点杖） また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又	□はい □いいえ	平11老企25第3の十二の3(4)②

	は、退院・退所時カンファレンス、サービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとしてください。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。		
	③　サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行っていますか。	□はい □いいえ	
	④　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明してください。 ※　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	□はい □いいえ	平11老企25 第3の十二の 3(4)③
	⑤　サービスの提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めていますか。 ※　サービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供してください。	□はい □いいえ	平11老企25 第3の十二の 3(4)⑤
	⑥　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。	□はい □いいえ	
	⑦　⑥の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。 ※　当該利用者又は他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録してください。 ※　また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性および一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録し、当該記録は、５年間保存してください。	□はい □いいえ □非該当	平11老企25 第3の十二の 3(4)⑦
	⑧　居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※　居宅サービス計画に特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	□はい □いいえ	平11老企25 第3の十二の 3(4)④
5-16 特定福祉用具販売計画の作	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成していますか。	□はい □いいえ	条例 第252条第1項 平11厚令37

成			第214条の2第1項
	※　上記の場合において、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。		平11老企25第3の十二の3(4)④イ
	※　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載してください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 　なお、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。		平11老企25第3の十二の3(4)④ロ
	②　特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	□はい □いいえ	条例第252条第2項 平11厚令37第214条の2第2項
	③　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	条例第252条第3項 平11厚令37第214条の2第3項
	④　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付していますか。	□はい □いいえ	条例第252条第4項 平11厚令37第214条の2第4項
	※　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。 ※　なお、特定福祉用具販売計画は、５年間保存しなければなりません。		平11老企25第3の十二の3（4）④ハ 条例第253条
	⑤　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。 ※　対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも１回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」 を遵守するものです。 ※　居宅介護支援の運営基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定されたことを踏まえたものです。	□はい □いいえ	条例第252条第5項 平11老企25第3の十二の3(4)ニ 準用（第3の一の3(14)⑥）
5-17 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	□はい □いいえ □非該当	条例第254条 準用（第27条） 平11厚令37第216条 準用（第26条） 準用（平11老企25第3の一の3(15)）
	ア　正当な理由なしに特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき		
	イ　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき		
5-18 管理者の責務	①　管理者は、当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 ※　介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第51条） 平11厚令37第216条 準用（第52条）

	者及び業務の管理を一元的に行ってください。		
	②　管理者は、当該事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	□はい □いいえ	
5-19 運営規程	次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第237条） 平11厚令37 第216条 準用（第200条）
	ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種、員数及び職務内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　特定福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 オ　通常の事業の実施地域 カ　虐待の防止のための措置に関する事項 キ　その他運営に関する重要事項		
	※　イのうち「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。（第５－１の重要事項を記した文書に記載する場合も同様です。）		準用（平11老企25第3の一の3(19)①）
	※　エの「特定福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものです。 「販売費用の額」としては、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額を、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものです。個々の福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものです。		平11老企25 第3の十二の3(9)③
	※　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。		準用 （平11老企25 第3の一の3(19)④）
	※　カの「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容を規定します。		準用（平11老企25第3の一の3(19)⑤）
5-20 勤務体制の確保等	①　利用者に対し適切な特定福祉用具販売を提供できるよう、事業所ごとに福祉用具専門相談員の勤務の体制を定めていますか。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第99条第1項） 平11厚令37第216条　準用（第101条第1項）
	※　原則として月ごとの勤務表を作成してください。		準用 （平11老企25 第3の六の3(5)①）
	※　事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください。		平11老企25 第3の十一の3(10)②イ
	②　当該事業所の福祉用具専門相談員によって特定福祉用具販売を提供していますか。（ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではありません。）	□はい □いいえ	平11厚令37第216条　準用（第101条第2項）
	※　特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきですが、特定福祉用具の運搬等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたもの		平11老企25 第3の十二の3(9)②ロ

	です。		
	③　適切な特定福祉用具販売の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	平11厚令37第216条　準用（第101条第4項）
	※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。 ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりです。 特に以下の内容に留意してください。 ①　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ②　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 イ　事業主が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。 （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）		準用（平11老企25第３の一の3(21)④）
5-21 業務継続計画の策定等	①　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する特定福祉用具販売の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	□はい □いいえ	条例第254条準用（第32条の2） 平11厚令37第216条 準用（第30条の2）
	②　福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	□はい □いいえ	
	③　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	□はい □いいえ	

	※　特定福祉用具販売事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、福祉用具専門相談員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。		平11老企25 第3の十一の3(5) 準用 （平11老企25第3の二の3(7)①）
	※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。<u>さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。</u>		準用 （平11老企25第3の二の3(7)②）
	ア　感染症に係る業務継続計画 a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b　初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	□策定済 □未策定	
	イ　災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c　他施設及び地域との連携	□策定済 □未策定	
	※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。 ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。	（感染症対応研修） □実施済 □未実施 （災害対応研修） □実施済 □未実施	準用 （平11老企25第3の二の3(7)③） 準用 （平11老企25第3の二の3(7)④）
5-22 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	①　福祉用具専門相談員の資質の向上のために、特定福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第238条） 平11厚令37第216条 準用（第201条）
	②　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、特定福祉用具販売の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めていますか。	□はい □いいえ	
	※　特定福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められま		平11老企25 第3の十一の3(6)

	す。このため、事業者は福祉用具専門相談員に特定福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならないこととしたものです。 ※　福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など特定福祉用具販売計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な特定福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められています。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければなりません。		
5-23 特定福祉用具の取扱種目	利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の特定福祉用具を取り扱うようにしていますか。	□はい □いいえ	条例第254条準用（第239条） 平11厚令37第216条 準用（第202条）
5-24 衛生管理等	①　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	□はい □いいえ	条例第254条準用（第33条） 平11厚令37第216条準用（第31条）
	②事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めていますか。	□はい □いいえ	
	③　当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		
	一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	□はい □いいえ	
	二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	□はい □いいえ	
	三　当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	□はい □いいえ	
	※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。 　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 　なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。 イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針 　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。 　平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把		平11老企25第３の十一の3(7)⑥ 準用 （平11老企25第３の二の3(8)②）

	握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 　なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 　福祉用具専門相談員に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。 　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。 　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。 　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。 　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。		
5-25 掲示及び目録の備え付け	①　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第241条） 平11厚令37第216条 準用（第204条）
	②　①の重要事項の掲示に代えて、重要事項を記載した書面を当該特定福祉用具販売事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	③　原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。（令和7年4月1日より適用）	□はい □いいえ	
	④　利用者の特定福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う特定福祉用具の品名及び品名ごとの販売費用の額その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。	□はい □いいえ	
5-26 秘密保持等	①　従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な対策を講じていますか。 ※　①及び次の②に係る措置は、一般的には、従業者から秘密保持誓約書等を徴取することや雇用契約書等に記載すること、就業規則に規定すること等が行われています。いずれの場合であっても、秘密保持の期間が、在職中だけでなく、退職後も含まれることが明確になっていることが必要です。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第35条） 平11厚令37 第216条 準用（第33条）
	②　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※　具体的には、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決める等の措置を講じてください。	□はい □いいえ	準用 （平11老企25第3の一の3(25)②）
	③　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。 ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。	□はい □いいえ	準用 （平11老企25第3の一の3(25)③）

5-27 広告	事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大な表現となっていませんか。	□はい □いいえ □非該当	条例第254条 準用（第36条） 平11厚令37 第216条 準用（第34条）
5-28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第37条） 平11厚令37 第216条 準用（第35条）
5-29 苦情処理	①　提供した特定福祉用具販売に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じていますか。 ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ア　苦情を受け付けるための窓口を設置する イ　相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにする ウ　利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する エ　苦情に対する措置の概要について事業所に掲示し、かつで掲示し、かつ、ウェブサイト等に掲載する。また、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムをいいます。	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第38条） 平11厚令37 第216条 準用（第36条） 準用 （平11老企25第3の一の3(28)①）
	②　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ □非該当	条例 第253条
	③　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	）
	④　市町村からの求めがあった場合には、上記③の改善の内容を市町村に報告していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑤　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑥　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記⑤の改善の内容を報告していますか。	□はい □いいえ □非該当	）
5-30 地域との連携等	①　利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 ※　介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものです。 　なお、「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものです。	□はい □いいえ □非該当	条例第254条 準用（第39条） 平11厚令37 第216条準用 （第36条の2） 準用（平11老企25 第3の一の3(29)①）
	②　事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して特定福祉用具販売を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても特定福祉用具販売の提供を行うよう努めていますか。 ※　高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する特定福祉用具販売事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に特定福祉用具販売を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、「提供拒否の禁止」の項目での正当な理由がある場合を除	□はい □いいえ □非該当	準用（平11老企25　第3の一の3(29)②）

	き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものです。		
5-31 事故発生時の対応	①　利用者に対する特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。 ※　「さいたま市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針」（令和５年８月１日改正）の「３　報告の範囲」に該当する事故が発生した場合には、指針に定める手順で介護保険課に報告してください。	□はい □いいえ □非該当	条例第254条準用（第40条） 平11厚令37第216条準用（第37条） 準用（平11老企25第３の一の3(30)①）
	②　上記①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ □非該当	条例 第253条
	③　利用者に対する特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。 ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいです。	□はい □いいえ □非該当	準用（平11老企25第３の一の3 (30)②）
	④　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	□はい □いいえ □非該当	準用（平11老企25第３の一の3(30)③）
5-32 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。		条例 第40条の2 平11厚令37第37条の2
	一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。	□はい □いいえ	
	二　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	□はい □いいえ	
	三　当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。	□はい □いいえ	
	四　前期一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	□はい □いいえ	
	※（高齢者虐待に該当する行為） ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。 ※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。		高齢者虐待防止法第2条 平11老企25第３の一の3(31)

・　虐待の未然防止
　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。

・　虐待等の早期発見
　従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。

・　虐待等への迅速かつ適切な対応
　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号）
虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。
一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。
なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。
また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。

ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
イ　虐待の防止のための指針の整備に関すること
ウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
エ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
オ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
カ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
キ　カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

②虐待の防止のための指針（第二号）
特定福祉用具販売事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。

ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

	オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 カ　成年後見制度の利用支援に関する事項 キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項 ③虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号） 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該特定福祉用具販売事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該特定福祉用具販売事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。 ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号） 特定福祉用具販売事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		
5-33 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、特定福祉用具販売の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 ※　具体的な会計処理の方法については、次の通知に基づき適切に行ってください。 ア　「介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年3月10日老計第8号） イ　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年3月28日　老振発第18号） ウ　「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて」（平成24年3月29日　老高発第0329第1号）	□はい □いいえ	条例第254条 準用（第41条） 平11厚令37 第216条 準用（第38条） 準用 （平11老企25 第３の一の3(32)）
5-34 記録の整備	①　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□はい □いいえ	条例第253条 平11厚令37 第215条
	②　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。 ア　特定福祉用具販売計画 イ　提供した個々の特定福祉用具販売に関する記録 ウ　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ　居宅基準第２６条に規定する市町村への通知に係る記録 オ　居宅基準第３６条第２項に規定する苦情の内容等の記録 カ　居宅基準第３７条第２項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ※　上記②の「その完結の日」とは、ウ以外の記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、ウの記録については、	□はい □いいえ	平11老企25 第３の十一の3(9)

	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指すものとします。		
5-35 電磁的記録等	①　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例（省令）の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、下記のとおり取り扱っていますか。 ※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。 ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によってください。 イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によってください。 ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ウ　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によってください。 エ　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	□はい □いいえ □非該当	条例 第255条第1項 平11厚令37 第217第1項 平11老企25 第5の1
	②　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、下記のとおり取り扱っていますか。 ※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。 ア　電磁的方法による交付は、第５－１の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。 イ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。 ウ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。 ※　イ、ウでは、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。 エ　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、居宅基準又は居宅基準通知（平11老企25）の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。 ※　上記①電磁的記録により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	□はい □いいえ □非該当	条例 第255条第2項 平11厚令37 第217第2項 平11老企25 第5の2

第６　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準			
6-1 特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	①　特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 ※　サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。	□はい □いいえ	予防条例 第242条 平18厚労令35 第290条 平11老企25 第4の三の10 (1)①
	②　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□はい □いいえ	
	③　サービスの提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることを目的とするものであることを常に意識していますか。	□はい □いいえ	
	④　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 ※　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。	□はい □いいえ	平11老企25 第4の三の10 (1)②
6-2 特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	①　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。	□はい □いいえ	予防条例 第243条 平18厚労令35 第291条
	②　サービスの提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。	□はい □いいえ	
	③　福祉用具貸与･販売の選択制の対象となる福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行っていますか。 ※　福祉用具貸与・販売の選択制の対象となる福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供にあたっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリットおよびデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供してください。 （貸与・販売の選択制の対象福祉用具） 固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、 歩行補助つえ（松葉づえを除く単点杖、多点杖） また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防支援事業所の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置づけた介護予防サービス等の担当者等から聴取した意見、又は退院・退所時カンファレンス、サービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案するものとしてください。 なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護予防支援事業所の担当職員等と連携するなどの方法により聴取するものとしますが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。	□はい □いいえ	平11老企25 第4の三の10 (2)②

	④　サービスの提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。	□はい □いいえ	
	⑤　サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 ※　特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明してください。 ※「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定介護予防福祉用具の製造事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいいます。	□はい □いいえ	平11老企25 第4の三の10 (2)③
	⑥　対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めていますか。 ※　サービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えよう連絡先の情報提供をしてください。	□はい □いいえ	平11老企25 第4の三の10 (2)⑤
	⑦　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいませんか。	□はい □いいえ	
	⑧　⑦の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	□はい □いいえ □非該当	
	⑨　介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じていますか。 ※　介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護予防支援事業所の担当職員は、当該計画へ特定介護予防福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、特定介護予防福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じてください。	□はい □いいえ	平11老企25 第4の三の10 (2)④
6-3 特定介護予防福祉用具販売の作成	①　福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成していますか。 ※　上記の場合において、介護予防福祉用具貸与の利用がある場合は、介護予防福祉用具貸与計画と特定介護予防福祉用具販売に係る計画は、一体のものとして作成してください。 ※　特定介護予防福祉用具販売計画作成に当たっては、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を明らかにしてください。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載してください。 　なお、特定介護予防福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	□はい □いいえ	予防条例 第2442条 平18厚労令35 第292条 平11老企25 第4の三の 10(3)①
	②　特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成していますか。	□はい □いいえ	

	③　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	□はい □いいえ	
	④　サービスの提供に当たっては、計画の作成後、少なくとも１回、計画に記載した目標の達成状況の確認を行っていますか。 ※　目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守してください。	□はい □いいえ	
	⑤　福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。 ※　特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければなりません。 　なお、特定介護予防福祉用具販売計画は、５年間保存しなければなりません。	□はい □いいえ	平11老企25 第４の三の10(3)③ 予防条例 第240条
第７　変更の届出			
7-1 変更の届出	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または事業を再開したときは、10 日以内に、その旨を市長に届け出ていますか。 ※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該特定福祉用具販売事業に関するものに限る。） エ　事業所の平面図及び設備の概要 オ　事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 カ　運営規程 ※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出てください。 ※　上記の変更、廃止又は休止の届出は、厚生労働省が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。	□はい □いいえ □非該当	法 第75条第1項 施行規則 第131条第1項 第12号 法 第75条第2項